

2019年 豊明秋まつり出店要領（①物販ブース用）

1. 目的

本要領は豊明まつりへの出店の要領を定めることを目的とする。

ここでいう出店とは市内の各種団体、自治会、企業、商店、食品加工グループ又は個人等（以下「団体等」という。）がまつりに出店し、豊明まつりの成功に協力することをいう。

2. 出店日時等

- ・令和元年11月3日（日）9:00～16:00
- ・9:00～16:00は出店会場内への車両乗り入れは禁止とする。
- ・雨天決行（警報発令時は中止）
- ・当日の準備及び片づけに関しては、説明会時に案内する。

3. 出店場所

豊明市役所庁舎駐車場及び周辺

4. 出店料及び備品

(1) 出店料等

出店料は表1に記載のとおりとする。表1記載の備品は、原則として主催者側が準備する。申出方法は別紙「2019年 豊明秋まつりブース出店申込書」により主催者側に申し出ること。出店料等の支払い方法は、説明会開催案内通知にて連絡する。

(表1)

	料金 (円)	
出店料	※テント 間口2.6m×奥行3.6m	15,000
	横幕・運搬・設営含	
備品レンタル 別料金	机(1台)	1,200
	イス(1個)	300
	電気一口1500w 以内	8,000

(2) テント・発電機の持ち込みは禁止とし、設営・撤去は主催者側で行う。表1のその他備品は出店者が行い、主催者が円滑に作業できるよう協力すること。

5. 出店位置

各出店者の出店位置は、説明会時に決定する。

6. 説明会

出店説明会を開催するため、必ず出席すること。日時等は別途通知する。

7. 飲食物の販売、提供

- (1) 有料・無料を問わず飲食物の提供を行う出店は保健所へ臨時営業の届出をすること。
- (2) 使用する容器及びスプーンなど販売時に客に渡す食器類は、全て紙製品を使用すること。(燃えるゴミで処理するため)。紙以外(プラ・ポリ等)は使用しないで下さい。使用した場合は出店を中止とする。ただし、持ち帰り用のビニール袋のみ使用可とする。
- (3) ビン・缶類・での販売は禁止とする。
- (4) 各自自前のゴミ袋を1テント最低2箇所は常時セットすること。

また来場者のゴミの回収に努めること。

8. ガス、水道の使用

次項のことに留意すること。

- (1) ガスの使用は各自準備すること。使用する場合は説明会時に事務局に連絡すること。
- (2) 水道の使用は、禁止とし、必要に応じて各自で用意すること。
- (3) 汚水、下水の場内での排水は厳禁。

9. 調理等の機器

冷蔵庫、ショーケース、プロパンガスその他販売・調理及び飲食に必要な機器等は、出店者が準備するものとする。

10. 販売責任

- (1) 販売人の配置、金銭の出納は、出店者の責任で行うこと。
- (2) 販売価格の表示は明確にすること。パック詰製品等は法令等に基づく所定の表示を必ず行うこと。

11. ゴミの始末

出店業者は、ごみ処理及び清掃を行い、ゴミは全て持ち帰ること。なお、飲食物の販売において使用する容器包装について、使用済み容器包装は自店で回収することを消費者に周知し、責任を持って回収し、持ち帰ること。

12. 火気器具等の使用

火を使用する器具またはその使用に際して火災発生のおそれがある器具を使用する場合、消火器を準備し、豊明市消防本部に露店等の開設届出書を提出すること。

13. その他

- (1) 各出店者は、搬入搬出方法・食品衛生上の注意事項など、この要領に定めるほか事務局が別途行う指示を厳守すること。
- (2) 本要領の内容については、今後変更になる場合がある。

14. お問い合わせ・申込先

豊明まつり実行委員会事務局（豊明市役所市民協働課） 電話：0562-92-8306

豊明秋まつり実行委員会 担当

柳瀬 電話/FAX 0562-74-4854 (090-3552-6893)

田口 電話/FAX 0562-93-3861 (090-6585-8473)